



弁護士法人

みなみ総合法律事務所

ニュースレター●目次

- ① はじめに
- ② コロナ関連労務問題
- ③ 社員さんお困りごとと解決サービスのご案内
- ④ 社労士向けセミナー動画配信のご報告とご案内
- ⑤ 宅建業者向けセミナー動画配信のご案内



1 はじめに～代表よりご挨拶～

しばしご無沙汰しておりました。代表弁護士の吉谷です。

COVID-19（新型コロナウイルス感染症）の感染拡大により出された特別措置法に基づく緊急事態宣言が令和2年5月31日まで延長され、事業や生活に多大な影響が出ている方も多いのではないのでしょうか。当事務所としましては、こういった事態を踏まえて皆様へ当事務所のホームページや公式動画チャンネルで有益と思われる情報を発信していくことで当事務所が社会で果たすべき役割を全うしていこうと考えております。その一環として当事務所のニュースレター第4号を発行いたしました。皆様にご一読いただけると幸いです。

今回のニュースレターのコンテンツについて当事務所において企業顧問と不動産・労働問題を中心とする係争案件等を担当しております弁護士の濱田です。今回のニュースレターは4つのコンテンツがあり、いずれも当職が担当しております。その内容ですが

- ① 新型コロナウイルス感染症に関連する労務問題解説
- ② 社員さんお困りごとと解決サービス始めました
- ③ 社労士セミナーon YouTube第1回の結果報告と第2回（8月配信予定）の予告
- ④ 宅建業者向けセミナー第2回（YouTubeで6月に配信予定）のご案内になります。

当事務所では新型コロナウイルス感染拡大に伴い、当初予定していたスクール形式でのセミナーをYouTubeでの動画配信に切り替えることにしました。それに伴い当事務所の公式チャンネル「宮崎の弁護士ほうむチャンネル」を開設し、こちらに公開コンテンツをアップするとともにセミナー受講者向けの限定公開動画をアップしております。今後も有益なコンテンツを随時アップしていきますのでチャンネル登録をしていただけると幸いです。それではニュースレター第4号のコンテンツをご覧ください。

2 新型コロナ特集 社長の憂い on the Movie

今回は新型コロナウイルス感染症と労務管理の問題について弁護士浜ちゃん（こと弁護士濱田諭）と顧問先の社長K社のY社長が話をしているという設定で解説していきます。

Y社長「今日、社員の1人が発熱などの症状を示していてとりあえず今日は帰宅させたのですが・・・業務命令ということにしたのですが・・・その場合ってお給料って支払うべきなのではないでしょうか？（続きはYouTubeチャンネルで解説）



続きはYouTubeで…！

みなみ総合の弁護士たちが出演する解説動画
はQRコードからご覧ください（約8分）



当事務所は依頼者・顧問先に出来るだけ**早く正確なアドバイスを提供すること**、
依頼された業務への着手と報告のスピード感をモットーにしております。また
 依頼者様や顧問先企業様には、こういった当事務所の取組みに一定の評価をいただい
 ていると自負しております！



そんな当事務所の顧問業務においては既に**社員さんお困りごとと解決サービス**の考えをベースにして
 顧問先企業の役員・社員の皆様個々人へのサービスを顧問契約の中で提供しており、その顧問企業の数
 は既に60社を超えております。

この顧問契約への取組みは引き続き続けていこうと考えておりますが、併せて新しい取組みとして**社員の皆様へお悩み解決を通じてイキイキと働いていただくためのサービス**を新しく準備いたしました。
 本ニュースレターに「**社員さんお困りごとと解決サービス**」パンフレットを同封して皆様にご覧いただく
形でご紹介いたします。当事務所が取組みを始める「社員さんお困りごとと解決サービス」の内容につき
 ましてはパンフレットをご参照いただくと幸いです。

このサービスを利用されることで顧問弁護士は既におられるものの**社員さん個々人の相談までは中々
 お願いできない企業様**、本社とは離れた宮崎県内に工場や事業所を構えておられる企業様が、**社員の
 皆様の心身のケアや安心して働く環境の整備により仕事の生産性向上を実現する**といった観点から、信
 頼できる弁護士・法律事務所に社員さんのサポートを依頼したいとのニーズにお応えできると思います。

既に当事務所の顧問サービスをご利用されている企業様には社員の皆様に当事務所のサービスの利用
 を促進していただく共に、新たに顧問サービスの利用を検討されたい企業様や「社員さんお困りごとと解
 決サービス」の導入を検討されたい企業様にも、その期待を超えて質の高いリーガルサービスを提供す
 べく、様々な専門性を有する弁護士と専門スタッフが一丸となって努力して参ります。

企業法務チームリーダー/弁護士 濱田 諭

会社で「社員さんお困りごとと解決サービス」 をご利用いただくことのメリット

日々、会社の業務に就いてくれている社員の皆様は、
 顔には出さない・話題には出さないまでも、家庭内
 の問題、不慮の事故、お金の不安など、様々な悩
 み・問題をプライベートで抱えている可能性があります。
 「社員さんお困りごとと解決サービス」では、
 日常生活の大半の時間を過ごす会社、あるいは、家
 族にとっても生活の支えとなっているであろう仕事
 先が、働くひとりひとりの個人的な問題も見過さ
 ずに対応することで、会社にとっても、社員さん
 にとってもメリットを見出す、という考え方です。

「社員さんお困りごとと解決サービス」、なんとなく
 分かったけれどどんなふう利用できるのか、どん
 な効果があるのか、使用イメージがわからない・・・
 そんな社長・担当者の皆様にお送りする、

「あなたの会社に
 こんな社員の方は
 いませんか？」シリーズ
 をみなみ総合の弁護士出演で
 お送りします。**QRコードからご覧ください！**





宮崎の企業のための法律相談

宮崎の弁護士ほうむチャンネル



弁護士法人
みなみ総合法律事務所

事務所公式YouTubeアカウント開設「宮崎の弁護士ほうむチャンネル」

2020年は当事務所の新たな取り組みとして宮崎県内の企業経営者・士業の先生方に向け、新型コロナウイルスによりセミナーに起こしただけでない状況を鑑み、文字だけでは伝わりにくい内容を動画で解説するYouTube公式チャンネルを開設致しました。ぜひ多くの方に、法律をより身近に感じていただき、またみなみ総合の弁護士の面々を身近に感じていただける機会になれば幸いです^^下記で、現在ご視聴いただける動画をご紹介します。



現在どなたでも視聴可能な動画①「社労士の先生向け 「パワーハラ対策の法制化に伴う事業主の対応を考える」セミナー予告編（14分）」



当初予定していたセミナーをYouTube配信するにあたって、第1回のセミナーの冒頭部分を公開コンテンツとして公開し、その後に申込者限定のコンテンツを限定配信しました。

第1回のセミナーのテーマは「**パワーハラ対策の法制化に伴う事業主の対応を考える**」です。既に申込者の皆様には3回に分けて動画配信用のURLを配布しており、3回目の動画に

おいては第1回を受講された先生からの質問にお答えするコンテンツを作成しております。今回は8名の社労士の先生方に受講していただきました。受講していただいた先生方ありがとうございました。今後も、「**パワーハラ対策の法制化に伴う事業主の対応を考える**」の3本の有料コンテンツ視聴希望の方には配信をさせていただきますので、ご一報いただけますと幸いです。

現在どなたでも視聴可能な動画②「宅建業者向け 押さえておきたい相続法の基礎知識その1」振り返りダイジェスト編

2019年にも通年で実施しました宅建業者向けセミナーを2020年も3回にわたって開催予定にしており第1回は2020年2月27日に宮崎市民プラザにて開催いたしました。第1回のテーマは「宅建業者も押さえておきたい相続法の基礎知識その1」ということで以下の内容を取り上げました。

1 預かり物件に相続が起きた場合の問題

相続人の範囲／遺産分割対象となった場合の注意点

2 遺言によって不動産を取得した方から売却の仲介を依頼された場合の問題

不動産の取得時期による処理の違い／遺言能力を争われるケース

第2回受講前に第1回のセミナーのうち第2回のセミナー受講にあたって押さえておいて欲しい部分を中心にYouTubeで配信中です。他にも、宅建業者向けに債権法改正に関する動画もご視聴可能です。



宅建業者向けセミナー第2回（YouTubeで6月に配信予定）のご案内

第2回においては第1回で学んだことを理解されているのを前提に「宅建業者が押さえておきたい相続法の基礎知識その2」というテーマでセミナーを行います。

セミナーの開催方法ですが、新型コロナウイルス感染症への感染防止の観点からスクール形式では行わず**申込者限定でYouTubeで動画配信を行います。**

今回取り上げるのは**未分割遺産の管理と使用貸借契約について**です。宅建業者の皆様が扱っている不動産、管理会社として預かっている不動産の所有者に相続が起きた場合、遺産分割が終わるまでの間、どのように対応・管理していけばよいのか困られるケースが多いと思います。

また扱っている不動産に使用貸借契約が成立しているケースについてはその後の対処に迷われるケースが多いと思いますし、そもそも使用貸借契約とはどのような契約であるのかについて正確な知識をお持ちの方は多くないのではないのでしょうか。これが今回のテーマを取り上げた理由になります。具体的には以下の内容を取り上げます。

- 1・相続開始前から不動産を賃借している第三者との関係
 - ・第三者との関係で不動産の管理をどうするのか
 - ・第三者が賃料を滞納している場合はどうするのか
- 2・相続開始前から不動産を占有している第三者や特定の相続人との関係
 - ・使用貸借契約とはどのような契約か
 - ・使用貸借契約が成立している場合、第三者や特定の相続人への対処方法
 - ・相続開始後に無償での占有が開始された場合はどうするか

今後の「社労士の先生方向け 弁護士浜ちゃんがYouTubeでお伝えする実務講座」のご案内

社労士向け研修実績を多数有するみなみ総合の弁護士が今年から定期開催するセミナーです。コロナ禍によりYouTube配信（限定公開）となりましたので、ご希望の方は配信のお申し込みをお願いします。

第1回（現在配信可能）「パワハラ対策の法制化に伴う事業主の対応を考える」

第2回（8月配信予定）「同一労働同一賃金—中小企業への適用に向けて」

第3回（11月配信予定）「最新型 問題社員対応」



宮崎の企業のための法律相談

宮崎の弁護士ほうむチャンネル

弁護士法人
みなみ総合法律事務所

弁護士法人みなみ総合法律事務所のYouTube公式チャンネル 宮崎の弁護士ほうむチャンネル

本ニュースレターには書ききれない情報が詰まっています！

チャンネル登録をお願いします 次回のニュースレターも
お楽しみにしてください。



宮崎の弁護士ほうむチャンネル
チャンネル登録者数1,000人

ホーム 動画 再生リスト チャンネル プリントアウト 検索



アップロード動画 ▶ すべての動画

